住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令
- （イ）　第41条
  - 特定認定長期優良住宅または認定低炭素住宅以外
    - （ａ）新築されたもの
    - （ｂ）建築後使用されたことのないもの
  - 特定認定長期優良住宅
    - （ｃ）新築されたもの
    - （ｄ）建築後使用されたことのないもの
  - 認定低炭素住宅
    - （ｅ）新築されたもの
    - （ｆ）建築後使用されたことのないもの
- （ロ）第42条第１項（建築後使用されたことのあるもの）

の規定に基づき、下記の家屋（　　年　　月　　日｛（ハ）新築　（ニ）取得｝）

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
取得の原因 （移転登記の場合に記入）	

（注）｛　｝の中は、該当するものをそれぞれ〇印で囲む。

年　　月　　日

滋賀県米原市長　　印